

# 不動産 公売広報 (期間入札)

入札期間：令和8年2月2日(月)から

令和8年2月6日(金)まで

開札日時：令和8年2月10日(火)午前10時

加古川市役所新館2階

固定資産評価審査委員会室

加古川市税務部収税課

加古川市加古川町北在家 2000

電話 079-421-2000(大代表)

電話 079-427-9173(直通) 内線 2575

# 令和8年2月不動産公売(期間入札)のご案内

公 売 方 法	期間入札
入 札 場 所	加古川市税務部収税課
入 札 期 間	令和8年2月2日(月) 午前9時00分から 令和8年2月6日(金) 午後5時00分まで
公 売 保 証 金 納 付 期 限	令和8年2月6日(金) 午後3時00分まで
開 札 日 時	令和8年2月10日(火) 午前10時00分
開 札 場 所	加古川市役所新館2階 固定資産評価審査委員会室
売 却 決 定 日 時	令和8年3月3日(火) 午前10時30分
買 受 代 金 納 付 期 限	令和8年3月3日(火) 午前11時30分

※追加入札(見積価額以上で最高価額(同額である場合)の入札者が2人以上ある場合)

公 売 方 法	期日入札
公 売 場 所	加古川市役所新館2階 固定資産評価審査委員会室
入 札 日 時	令和8年2月12日(木) 午前10時00分から午前10時15分まで
開 札 日 時	令和8年2月12日(木) 午前10時15分
売 却 決 定 日 時	令和8年3月5日(木) 午前10時30分
買 受 代 金 納 付 期 限	令和8年3月5日(木) 午前11時30分

## 期間入札の流れ

(詳細は、「不動産公売(期間入札)の手引き」を参照してください。)

1.入札書類の取寄せ	「入札書類送付依頼書」を郵送、ファクシミリ送信、収税課窓口へ持参又はオンライン申請にて依頼してください。後日、入札書類を郵送します。入札書類は、令和8年1月5日頃から随時発送します。「入札書類送付依頼書」は公売広報に掲載しています。なお、加古川市ホームページからダウンロードすることもできます。
2.公売保証金の納付	所定の方法で、納付期限までに公売保証金を納付します。
3.入札書の提出	入札書及び所定の書類一式を、郵送、若しくは、収税課職員への手交のいずれかにより入札期間内に提出します。
4.開札	開札期日に入札者等の立会のもと開札し、見積価額以上で最も高い価額の方を、最高価申込者として決定します。
5.売却決定	売却定期日に最高価申込者に対して公売財産の売却を決定します。
6.買受代金納付	最高価申込者は、納付期限までに買受代金の全額(公売保証金相当額を控除)を納付します。
7.権利移転	所有権移転登記請求書(買受人に後日送付します。)を提出していただき、加古川市が手続きを行います。権利移転に伴う費用(登録免許税等)は、買受人の負担になります。

# 入札される方へ

## 1. 注 意 事 項

- (1) 公売財産は市税等の滞納者の財産であり、市の所有財産ではありません。  
あらかじめ、公売財産の現況、法律上の規制等を確認し、不動産登記簿、関係公簿等を確認したうえで入札してください。  
なお、売却区分ごとの鑑定資料等を加古川市収税課で閲覧することができます。
- (2) 市は、公売財産の引渡しの義務は負いません。公売財産内の動産類や、ゴミなどの撤去、前所有者からの鍵などの引渡し等、また使用者又は占有者に対して明渡しを求める等、すべて買受人が行うことになります。  
なお、土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。
- (3) 土壤汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。
- (4) 所有者は、適格請求書発行事業者ではありません。

## 2. 入 札 の 手 引 き

入札の手引きなどは「不動産公売(期間入札)の手引き」をご覧ください。  
「不動産公売(期間入札)の手引き」は、加古川市収税課、各市民センター、東加古川市民総合サービスプラザで配布しています。  
加古川市ホームページ《<http://www.city.kakogawa.lg.jp>》にも掲載しています。

## 3. 公 売 の 中 止

「公売公告」及び「不動産公売広報(期間入札)」に記載されている公売財産について、公売を中止する場合がありますのでご注意ください。

## 4. 公 売 の 参 加 資 格

- (1) 原則として公売保証金を納付すれば、どなたでも公売に参加することができます。ただし、国税徴収法第92条(買受人の制限)及び第108条第1項(入札等の制限)等、法令の規定により買受人となることができない者は、公売に参加することはできません。
- (2) 代理人により入札する場合は、入札書提出の際、委任状も併せて提出してください。
- (3) 国税徴収法第99条の2各号に規定する者及び加古川市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配法人等の団体は、加古川市が実施する不動産公売について、公売財産を買い受けることはできません。  
※入札しようとする者は暴力団員等ではない旨の陳述書を提出する必要があります。

<問合せ先> 加古川市 税務部 収税課 徴収係 電話 079-427-9173(直通)

## 公売財産一覧表

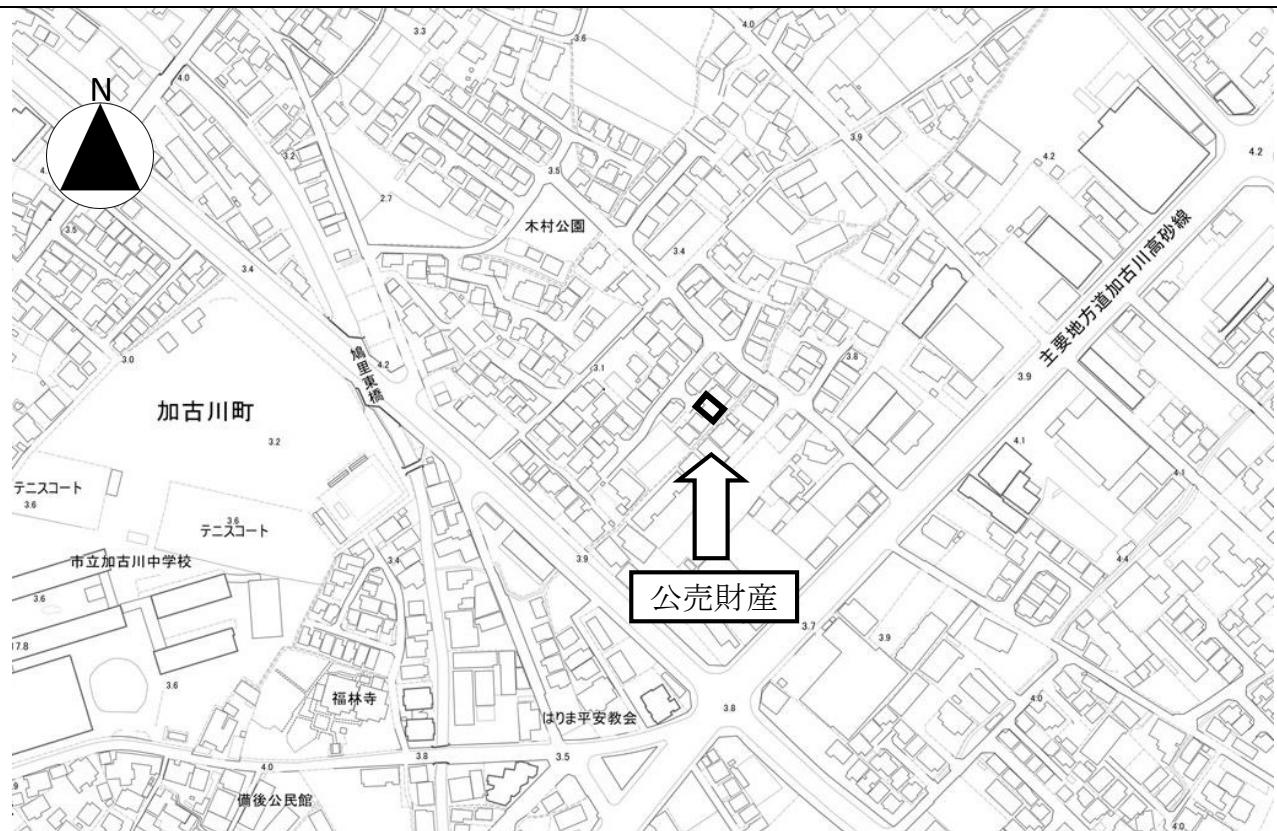
売却区分 番号	見 積 価 額	公 売 財 産			課税区分	掲載 ページ
	公 売 保 証 金	種 類	所 在 地 等			
7-4	3,100,000円 310,000円	宅地 居宅	加古川市加古川町木村字川 ノ上136番16 加古川市加古川町木村字川 ノ上136番地16 家屋番号 136番16		混	4

公売財産一覧表の「課税区分」欄は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の課税、非課税及び混在を表示しています。

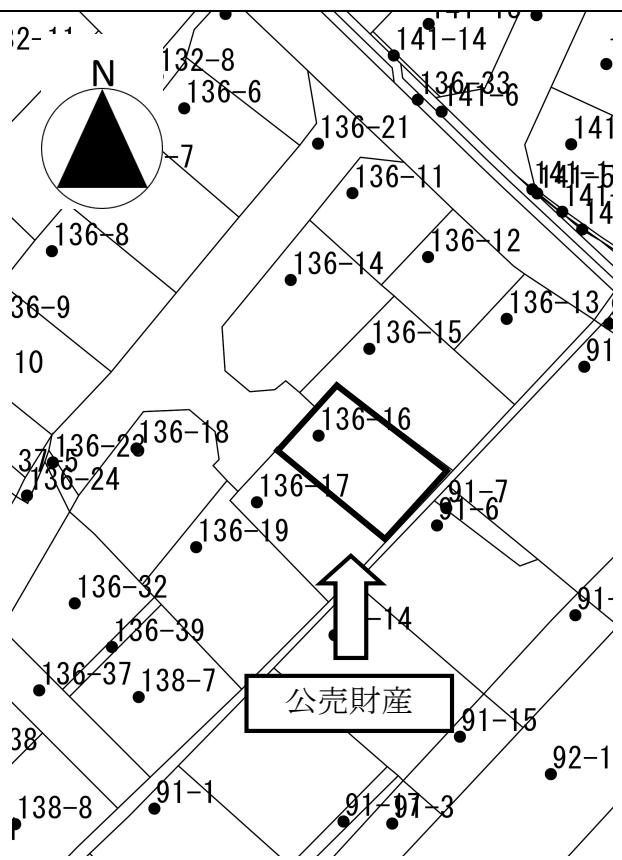
課税区分「課」の財産は消費税等の課税財産で、「非」の財産は消費税等の非課税財産で、「混」の財産は、消費税等の課税財産と非課税財産が混在している財産です。

売却区分	7-4	見積価額	3,100,000 円	公売保証金	310,000 円
公売財産の表示	不動産登記簿の表示による				
	1 所 在 加古川市加古川町木村字川ノ上 地 番 136番16 地 目 宅地 地 積 124.57m <sup>2</sup> 2 所 在 加古川市加古川町木村字川ノ上136番地16 家屋番号 136番16 種 類 居宅 構 造 木造セメント瓦葺2階建 床面積 1階 57.00m <sup>2</sup> 2階 53.00m <sup>2</sup>				
公売財産の概要	1 公売財産は、JR山陽本線加古川駅から道路距離にして約1.5kmに位置し、駅接近性はやや劣る。 2 公売財産は、北西側で幅員約5.3mの舗装道路に等高接面する中間区画である。 3 公売財産は、間口約7.3m、奥行約13.6mのほぼ長方形の平坦地である。 4 浸水想定区域3.0~5.0m未満の区域に指定されているが、一部は5.0~10.0m未満の区域に指定されている。 5 建物は、築後約42年が経過しており、経済的残存耐用年数を満了している。 6 建物内部には仏壇1基を含む多数の動産が残置されており、台所周辺のクロスに汚れも見られるが、維持管理の状態は概ね普通。塀が一部ずれており、外壁には小さなクラックがある。 7 公売財産の近隣地域における標準的使用は一般住宅の敷地としての使用であり、対象建物が経済的耐用年数を満了していることから、建物を取り壊して更地化し一般住宅の敷地として使用することが最有效使用である。				
法的規制利用状況等	1 公売財産が存する地域は都市計画法上の第1種中高層住居専用地域(建ぺい率60%、容積率200%)、第3種高度地区、法22条指定区域、居住誘導区域A、屋外広告物規制(第2種禁止地域)に指定されている。 2 公売財産が存する地域内には、上下水道及び都市ガスが完備されている。 3 土壤汚染の可能性については、専門機関による土壤汚染状況調査等がなされておらず、汚染の有無は不明である。ただし、加古川市環境保全課の調査によれば有害物質使用の形跡は認められず、土壤汚染が存在することを示す端緒は発見されなかった。 4 令和7年11月11日現地調査時、所有者が居住しており、相当数の動産が存する。 5 所有者からは、動産類の一切の所有権を放棄し、買受人が適宜処分することへの同意を得ている。				
公売条件その他	1 上記公売財産を一括売却する。 2 公売財産内の動産の処理については、買受人の責任で行ってください。 3 買受者は公売財産の引渡しを受けるにあたり、所有者(居住者)と立退き交渉等を行わなければならない可能性があります。				

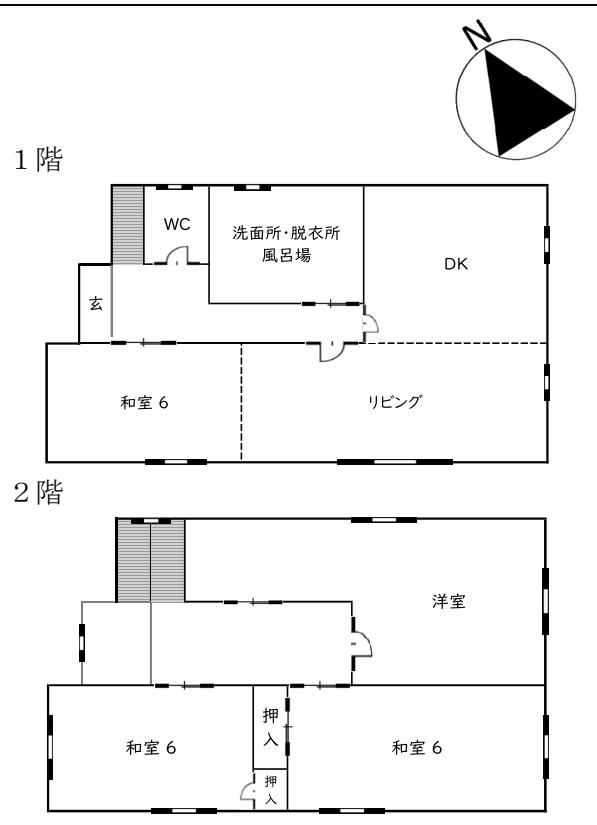
## 所在図



## 見取図

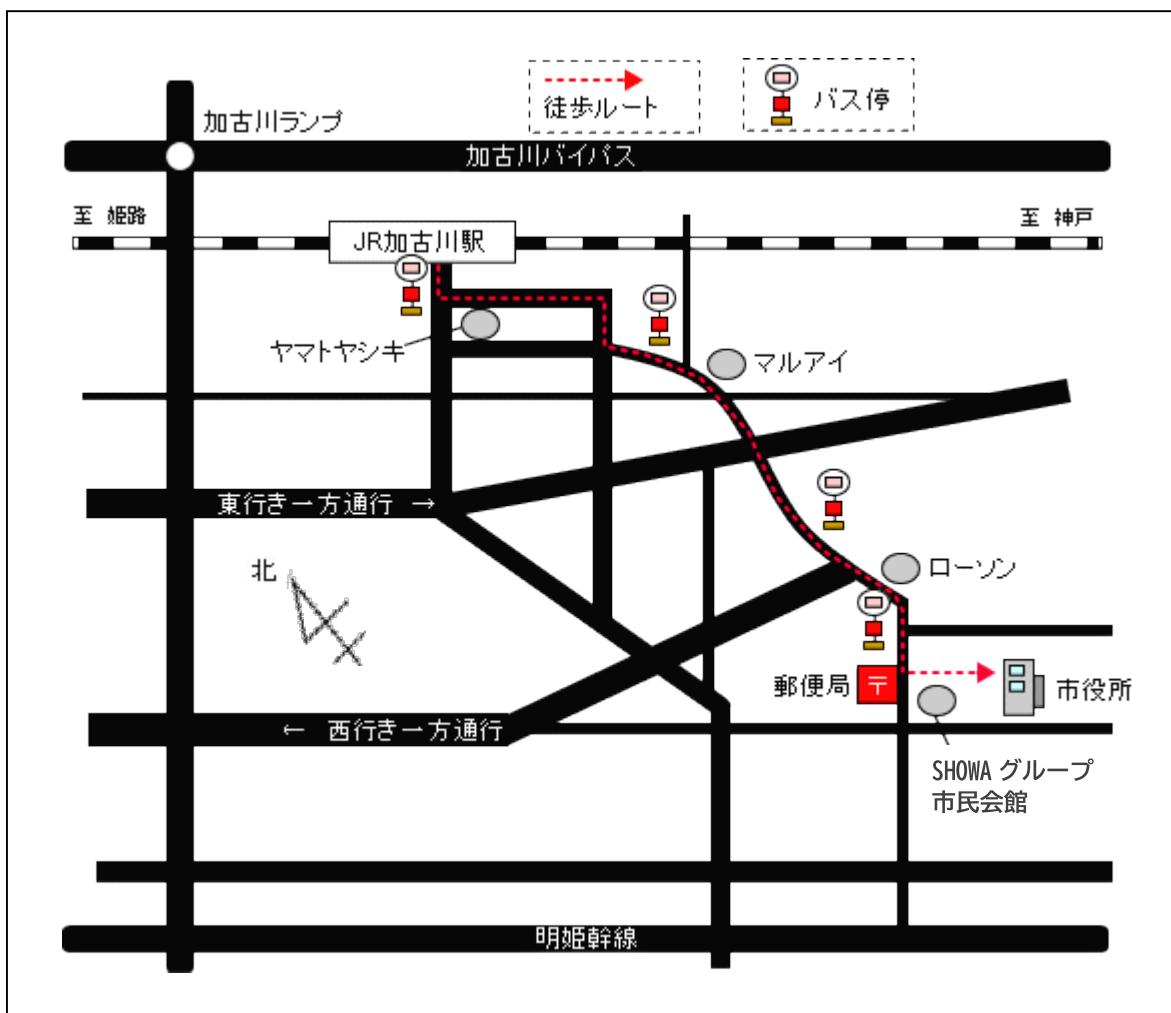


## 建物間取図



(注)地図は、およその位置を示しているので、公簿等により必ず現地確認を行ってください

## 公売会場の案内図



○ 加古川市役所へは

☆ 徒歩

JR加古川駅から、市役所までは徒歩で約 20 分です。

☆ バス

JR加古川駅の南側、バス停 3 番乗り場から「市役所前」へ約7分です。  
料金は 100 円です。

☆ 駐車場

市営の駐車場「たんようカーパークつつじ」があります。  
なお、市役所にお越しになられた方は、必ず駐車券を携行してください。  
(割引処理を受ける際に必要です。)